

情報ファイル NO.217

令和2年8月11日

「電気代が安くなる」と事業者から電話があり、電気の使用状況や電気代を伝えました。契約の変更について承諾していないか、後で不安になったのですが...。

相談内容

【相談者 40代 女性】

大手電力会社の関連会社を名乗り「電気代の見直しを勧めている」「電気代が今より安くなる」などと自宅に電話があり、電気の使用状況と月額電気代について答えたところ、「後ほど専門部署から連絡する。」と言われました。不審に思い大手電力会社に確認したところ、各家庭に電気代を尋ねる電話はかけないと言われました。契約先の変更をしたことになっていないか不安です...。

対処方法

電力やガスの小売全面自由化が始まり、電気は4年、ガスは3年が経過しています。 消費生活センターには「事業者から電気の契約先変更が必要と説明され、お客様番号や 電気の使用量を伝えたが契約変更になっていないか不安だ」「電気料金が安くなるという 勧誘があった」などの相談が寄せられています。大手電力・ガス会社を名乗って勧誘する ケースもあります。

- ・相談者には、現時点では契約したことにはならないことを説明し、再度事業者から勧誘 電話があったら毅然と断るよう助言しました。
- ・氏名(契約名義)、住所、顧客番号、供給地点特定番号など検針票の記載情報は重要な個人情報です。事業者から聞かれてもすぐに教えたりしないように気を付けてください。
- ・電話や訪問販売で勧誘を受けて電気やガスの切り替えの承諾をしたとしても、契約書面を受取った日から8日以内であればクーリング・オフ(無条件解約)等ができる場合があります。
- · 不審に思ったり、万一トラブルにあったら、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談〈ださい。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)

契約したことに なっていないか 不安だわ...



発行: 〈らしの安心ネットとやま (事務局:富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076-432-9233 (消費生活相談) FAX: 076-431-2631

076-433-3252 (消費者金融·多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談 消費者金融·多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890